

薬食発 0629 第 3 号
平成 24 年 6 月 29 日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕
殿

厚生労働省医薬食品局長



出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（薬事法関係）の施行について

日本国籍を有していない者が、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 36 条の 4 第 2 項に規定する登録（以下「販売従事登録」という。）を受けようとする場合は、薬事法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「施行規則」という。）第 159 条の 7 第 2 項第 2 号の規定に基づき、外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）第 4 条の 3 第 2 項の登録原票の写し又は同項に規定する登録原票記載事項証明書を申請書に添えなければならないとされているところである。

今般、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号）の一部の施行に伴い、外国人登録法が廃止されること等を踏まえ、本日、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 24 年厚生労働省令第 97 号。別添参照。）が公布されたところである。

この省令の改正の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適正な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 改正の内容

日本国籍を有していない者が、販売従事登録を受けようとする場合に申請書に添えなければならない書類を住民票の写し（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（同法第 7 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項及び同法第 30 条の 45 に規定する国籍等を記載したものに限る。）としたこと。

第二 施行日

平成 24 年 7 月 9 日